

特別史跡姫路城跡保存活用計画検討懇話会開催要領

1 目的

特別史跡姫路城跡保存活用計画検討懇話会（以下「懇話会」という。）は、特別史跡姫路城跡保存活用計画の策定にあたり、特別史跡姫路城跡に関する基本的な事項、保存及び活用のために行う具体的な措置の内容、計画期間、現状変更等について、専門的見地から調査及び検討を行うために開催する。

2 検討事項

懇話会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

(1) 特別史跡姫路城跡に関する基本的な事項

- ① 名称・所在地等
- ② 管理団体等
- ③ 保存活用計画の対象とする区域
- ④ 概要・価値等

(2) 特別史跡姫路城跡の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

- ① 保存の現状と課題
- ② 活用の現状と課題
- ③ 整備（保存のための復旧，公開活用のための施設整備）の現状と課題
- ④ 運営・体制の整備の現状と課題
- ⑤ 保存（保存管理）の方向性と方法
- ⑥ 活用の方向性と方法
- ⑦ 整備の方向性と方法
- ⑧ 運営・体制の整備の方向性と方法

(3) 計画期間

(4) 現状変更等に関する事項

(5) その他計画策定にあたり必要な事項

3 構成員

- (1) 懇話会は、次に掲げる者のうちから市長が指名した者11名をもって構成する。
 - ① 学識経験者
 - ② 市議会議員
 - ③ 公募市民
- (2) 懇話会にオブザーバーとして文化庁、財務省及び兵庫県教育委員会の職員を参加させることができる。

4 運営

- (1) 懇話会に座長を置き、市長が指名する。
- (2) 座長は、懇話会の会務を総理する。
- (3) 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- (4) 懇話会の会議は、市長が招集する。
- (5) 座長は、懇話会での検討に必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 専門部会

- (1) 2の調査及び検討を補助する目的で専門部会を開催することができる。
- (2) 専門部会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

6 その他

- (1) 懇話会の庶務は、姫路城総合管理室において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。